

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（住宅政策本部民間住宅部不動産課）…一
- 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…一

告示

- 市街地再開発組合の解散認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（同）…三
- 建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…七
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（同）…八
- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…ハ

規則

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和四年五月十八日

●東京都規則第二百二十四号

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第三十四号）の施行期日は、令和四年五月十八日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百五号

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（電磁的方法による提供の承諾）

第三条 条例第二条第二項の承諾は、宅地建物取引業者が、あらかじめ、当該承諾に係る住宅を借りようとする者（以下「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第二項の電磁的方法をいう。以下同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電磁的方法であつて第三項で定めるもの（以

下「書面等」という。）によって得るものとする。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者等（宅地建物取引業者又は条例第二条第二項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備え置き、これを相手方若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下同じ。）が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3 第一項の承諾を得る電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に第一項の承諾又は第五項の申出（以下「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 宅地建物取引業者は、第一項の承諾を得た場合であっても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

（電磁的方法による提供）

第四条 条例第二条第二項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該記載事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨が相手方に通知されるものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧したことを確認したときはこの限りでない。

別記様式中「第3条」を「第5条」に、「あつ」を「密つ」に改め、「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第七百四十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定に基づき千住

一丁目地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和四年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第七百四十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき三田小山町西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

三田小山町西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十日から令和十年九月三十日まで

三 施行地区

港区三田一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区三田一丁目四番八十号

令和二年九月十日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和四年五月十八日

●東京都告示第七百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第五項ただし書の規定による許可申請があったので、同条

第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和四年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時

令和四年五月二十六日（木曜日）
午後二時から

二 公聴会を行う場所

東京都庁第二本庁舎三階建設工事
紛争審査会室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調
整課審査担当（東京都庁第二本庁
舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三三四

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため
建築主住 豊島区南池袋二丁目四十番二十二号
所氏名 南池袋二丁目C地区市街地再開発組合
建築敷地 豊島区南池袋二丁目二十五番の一部ほか
地域地区 第一種住居地域、防火地域、国家戦略特別
区域、第一種市街地再開発事業及び東京都
市計画南池袋二丁目C地区地区計画（再開
発等促進区を定める地区計画）

申請の概要

工事種別

新築
共同住宅、専修学校、飲食店、物品販売業
を営む店舗、保育所、自動車車庫及び自転車
駐車場

敷地面積

約六、三〇六平方メートル

建築面積 約三、〇八六平方メートル
延べ面積 約七五、二〇〇平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
地上四十七階地下二階

高さ 一八二・一四メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第七百四十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域

別図のとおり（品川区荏原五丁目地内）

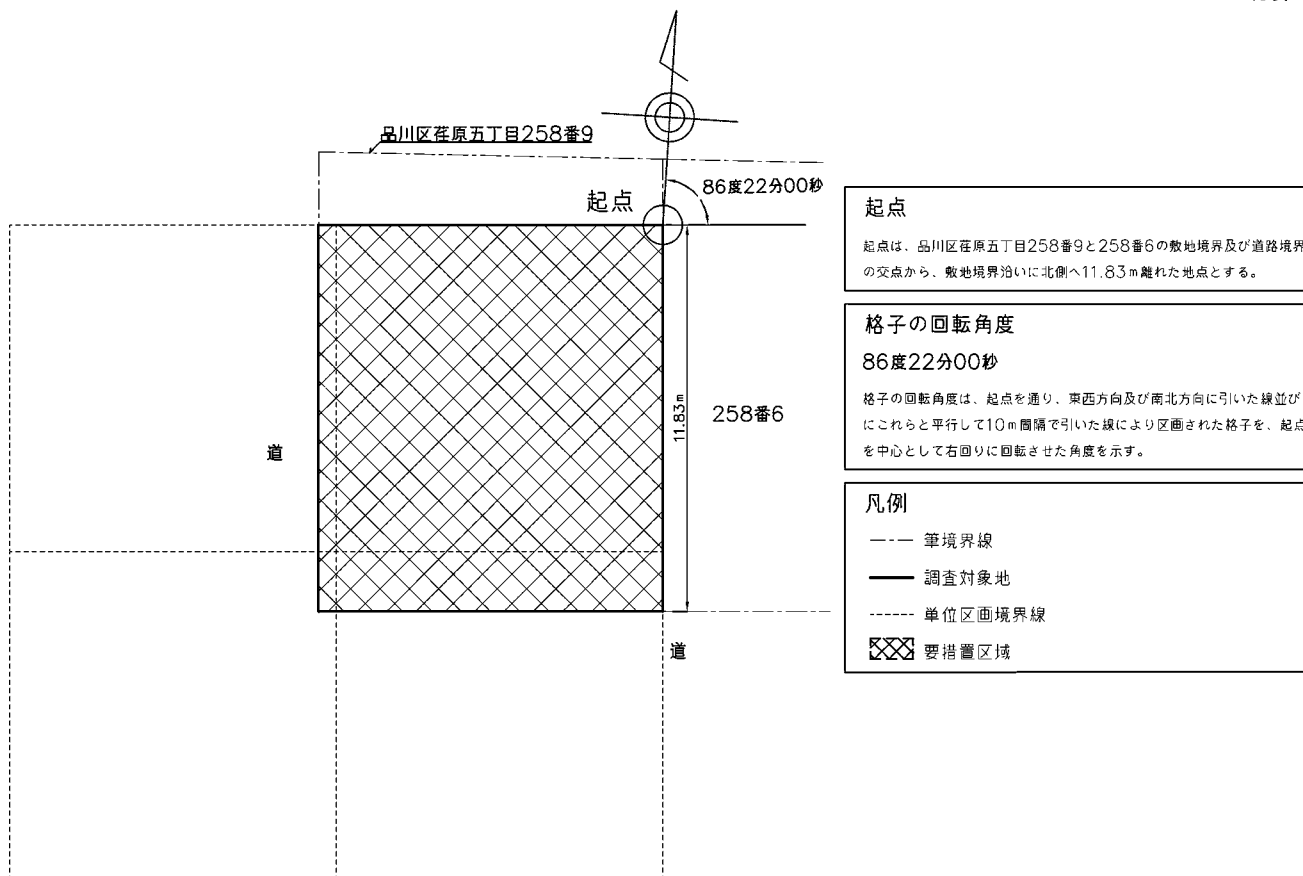
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

一・二・ジクロロエチレン、テトラクロ
ロエチレン及びトリクロロエチレン

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別図



●東京都告示第七百四十八号

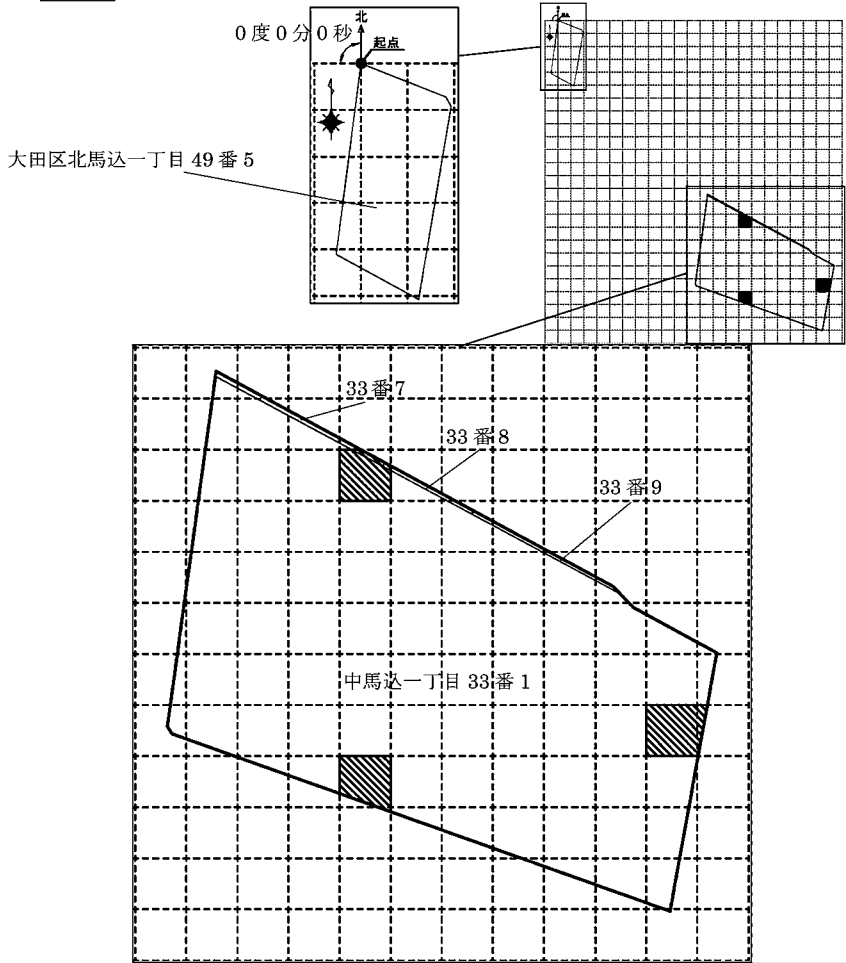
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区中馬込一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



<凡例> —：敷地境界線 —：筆境界線 ---：単位区画 ■：形質変更時要届出区域	<起点> 起点は、大田区北馬込一丁目 49 番 5 の最北端の地点とする。 <格子の回転角度（0 度 0 分 0 秒）> 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
--	--

●東京都告示第七百四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十八日

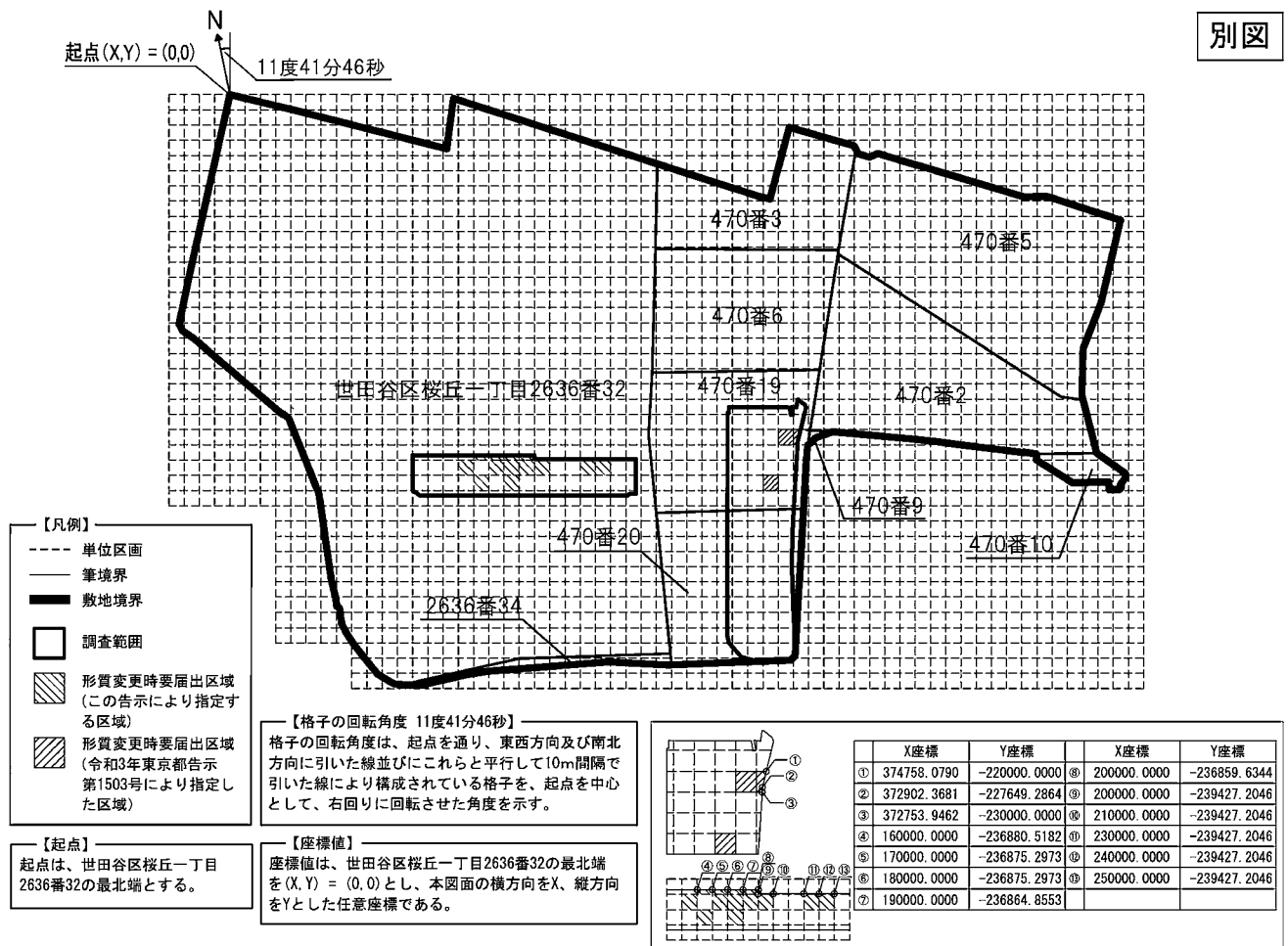
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区桜丘
一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並
びに水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十八日

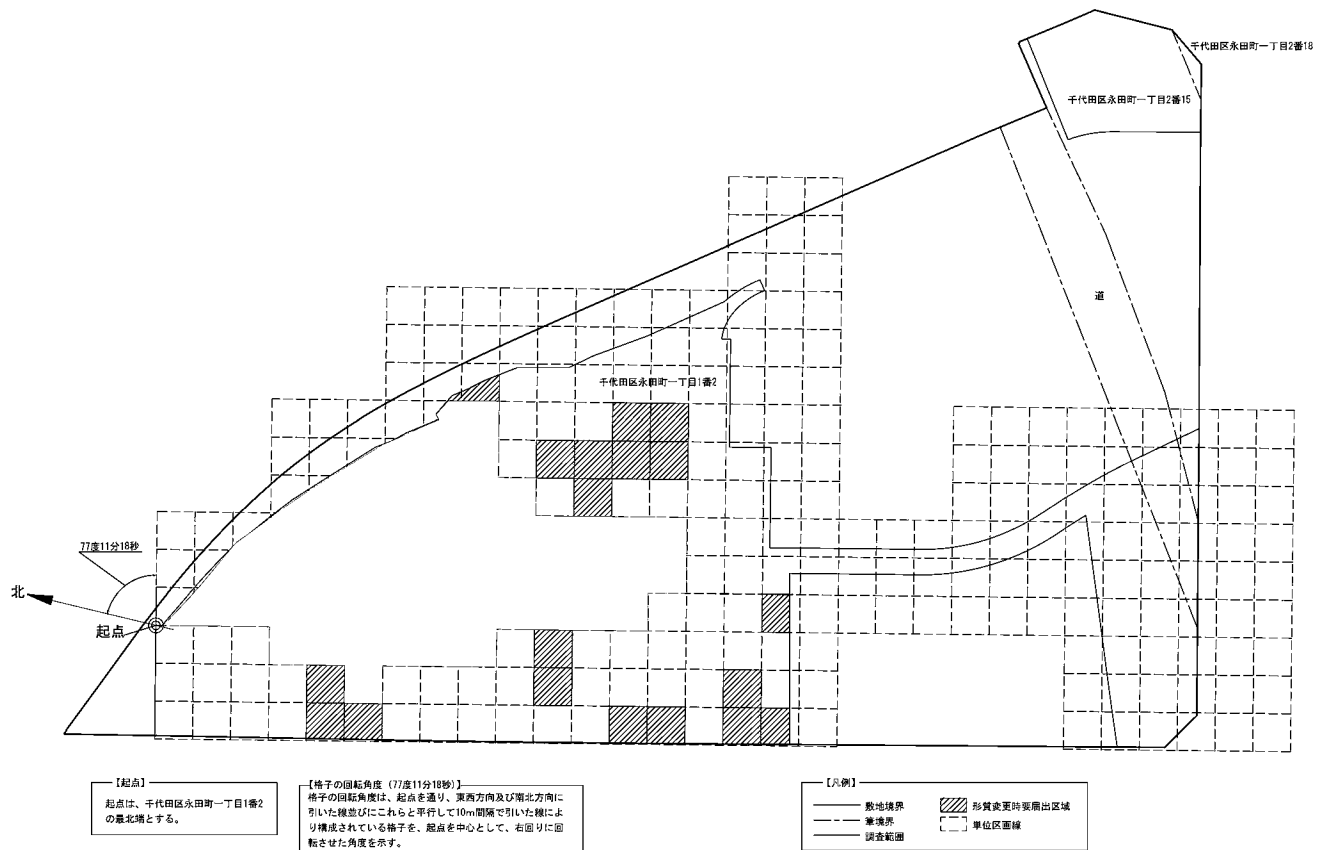
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区永田町一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第七百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和四年五月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町海澤字柿平四番一・五番イ・六番一・七番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）及び字一付五八番一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柿平四番一・五番イ・六番一・七番及び字一付五八番一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第七百五十二号

開發行爲に關する工事の完了について
都市計畫法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開發行爲に關する工事は、
完了した。

令和四年五月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

東京都事 小池百合子

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市東青梅四丁目十番四の
一部

西東京市北原町三丁目二番
二十二号

株式会社アーネストワン
代表取締役 松林 重行

土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」）は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町

東京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号
一箇

三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

